



JASDAQ

平成 27 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ハイパー
代表者名 取締役社長 玉 田 宏 一
(コード番号：3054)
問合せ先 取締役管理統括部長 江 守 裕 樹
(電話：03 - 6855 - 8180)

「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 14 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。
尚、改定箇所には下線を付しております。

記

内部統制システム構築に関する基本方針

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
取締役を含む役職員が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「行動規範に関する補則」を当社グループ全職員に周知徹底させるとともに、必要に応じ、その内容を追加・修正することとする。また、「コンプライアンス規程」を制定し、当社グループ全役職員に徹底を図る。毎月 1 回以上開催する「経営会議」においては、当社および子会社の会社運営における重要事項を検討する。監査役および内部監査室は、当社および子会社の業務活動の妥当性やコンプライアンスの状況などについて監査を実施し、適切な連携関係を維持しながら、業務の改善に向けた助言・勧告を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の意思決定または取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書管理規程」、「稟議規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録、稟議決裁書等を作成し、適切に保存かつ管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処する為に、「職務分掌権限規程」や「業務分掌規程」、その他の社内規程に従い、取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃を行う。また、当社および子会社の連携により、当社グループ全体のリスク管理を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、毎月 1 回、定時取締役会を開催する他、必要に応じて取締役会を開催し、活発な議論を通じて経営上の意思決定を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月 1 回以上開催し、審議の上業務執行に関する基本的事項に係わる意思決定を機動的に行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役は、監査業務に必要な事項を経営企画室等に依頼することができ、監査役より監査業務に必要な依頼を受けた職員は、その依頼に関して取締役会の指揮命令を受けない。
 - (2) 監査役より監査業務に必要な依頼を受けた職員に関する人事については、常勤監査役と協議を行い、独立性についても十分留意するものとする。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、グループ会社管理の基本的な事項に関する諸規定を定め、グループ会社の内部統制および業務執行を統括するとともに、現状の検証を行い、適切な監視体制および報告体制を確保する。
 - (2) 監査役は、子会社監査役と連携し、定期的に子会社取締役による業務執行状況を監査するほか、内部統制の整備および運用状況を監視する。
 - (3) 内部監査室は、当社および子会社の監査役と連携し、当社グループ全体の業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査する。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席するとともに、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧し、意見を述べるができる。
 - (2) 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事象が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役および使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、監査役に報告する。
 - (3) 当社は、当社および子会社の監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および職員に周知徹底する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会および使用人は、監査役から会社情報の提供を求められたときは遅滞なく提供できるようにするなど、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - (2) 監査役は、取締役社長との定期的な意見交換を開催し、併せて内部監査室との連携を図る。
 - (3) 監査役が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家を任用する為の費用の支出を求めた場合、当社は職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
9. 反社会的勢力の排除に向けた体制
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たない。その不当要求に対しては、法令および社内規程に則り、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で対応する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

以上